

2015年7月10日

日本眼科医会常任理事
柏井真理子 様

日本色覚差別撤廃の会

質問状

私たちの会は、「色覚異常とされた当事者の有する能力の正当な評価、社会生活の向上」を目的として結成し、長年にわたり活動しています。

この度、6月26日(金)朝日新聞に載った全面広告「お子様の目の健康考えていますか？」を見て大いに疑問を感じました。特に「色覚異常は早く気づけば適切な対処が可能に」の欄では、貴会がこの間キャンペーン中の学校色覚検査の「必要・復活論」を論じており、会としては到底看過できません。

以下に質問項目を載せましたのでご回答よろしく申し上げます。

質問1 『見出し：色覚異常は早く気づけば適切な対処が可能』

… かつて進学・就職において色覚「異常者」を排除することが多数あった時代に「色覚は治る」として当事者本人・保護者の不安につけ込む商売すらありました。この見出しはそのことを想起させます。本文内容から推察すると「当事者は早期に検査を受けて、自分の特性を自覚し適切に対処しなさい。早期発見が大切です」とのことですが、検査の結果のもたらすものは「あなたは“石原式検査表”は読めないと自覚させられるだけです。読めないという自覚はその人にとってどんな意味をもつのでしょうか？その自覚がどのような対処につながるのでしょうか？

質問2 『実態調査によれば、本人や保護者が色覚異常に気づいた割合は約5割にとどまる』

… 貴会の調査におけるサンプル約900人のうち半数は気がついてないということは、今までその人も周りも気づかないで普通に生活してきたということです。気づかないで何ら支障なく済んできたことを明らかにしている数字ではありませんか。それを敢えて検査し、「特性」を気づかせ、自覚して生きていくことを強いることがなぜ必要なのでしょうか？

全国には小学1年生から高校3年生まで色覚異常者は約30万人います。そのほとんどはこの10年間検査を受けることなく、また検査の必要性を感じることなく日常を送ってきたのです。これら膨大な数の人が検査を受けず自覚せず、したがって、いわれるところの「適切な対処」をすることなく生活を送ってきたことで、何か社会問題となる重大な事態が果たしてあったのでしょうか？

貴会の「実態調査」では、「進路の選択で困った」との事例が喧伝されていますが、就業上いまだに門戸が閉ざされているのは、広告文にもあるようにごく一部の分野のみで、それらもエビデンスに基づく合理的な制限なのか疑問が多いところです。そもそも「早期発見」したところで、

この立ち遅れた分野への就職（進路の選択）が実現するはずもありません。合言葉の「選択の自由」の実像は、じつに虚像に満ちています。これらの不合理なバリアの撤廃、すなわち個別具体の就業の上で必要不可欠な色彩識別能力が仮にあるのならば、それを明示した検査への転換こそが、解決の鍵なのです。

膨大な数の中には何らかの事情で色覚検査の必要性を感じて自らの判断で検査を受けてきた人もいます。色覚検査への対応のスタンスはそれでいいではありませんか？ 諸外国では、学校においては色覚検査を行わず、検査の必要性は各人の判断に委ねられていますが、そのことがその社会の問題となっていると聞きません。日本のこの10年はそんな社会に一步近づいたものと考えられることは出来ませんか？

質問3 『「写生で緑の葉を茶色で描き、ふざけていると怒られた」「問題集の赤字が区別できず答えられなかった」、チェックポイント「黒板の字を正しくノートしているか」』

… これらの事象は本人が自分の特性に気づき、適切に対処することで解決すべき問題と貴会はとらえておられますが、教職員の色覚問題に関する理解不足の問題ではありませんか？ 文科省は平成14年の検査項目からの削除に際して「教職員は、色覚異常について正確な知識をもち、学習指導・進路指導等において、色覚異常に配慮を行うと共に、適切に指導を行う必要がある」としています。この取組の不充分さが問われている文科省・教育現場の課題を示しているではありませんか？

質問4 『「ピンクのYシャツで葬式に行きそうになった」「飲食店で傷んだレタスを客に出した」、健康チェックポイント「ぬり絵で変な色を塗ることはないか」「ゲーム機の充電ランプの色の区別ができるか」「焼肉の生焼けを食べようとしていないか」』

… 人に色の世界がどのように見えているかは多様でありその人しかわかりません。しかし色覚に差異のある当事者は「色が見えない」「間違った色判断をする」と誤解され、その能力を正当に評価されず、進学・就職の機会から排除されてきた歴史、偏見から心傷める言葉を投げかけられてきた歴史があります。それが多くの人たちの長年の努力によって見直されてきました。

しかし現在でもなお、頑なにその姿勢を変えようとしない人々や組織があり、心無い言葉もなくなりません。本広告はこどもの目の健康をめぐる4つのテーマを掲げていますが、末尾の「子ども目の健康チェックポイント」では6項目中4項目に色覚異常チェックを入れており、衣の下のホンネをうかがわせるもののようです。多くの人が目にする新聞広告に上記のような事象をエピソードとして紹介することは、「色覚に差異のある人はそのような人なんだ」という臆断と偏見を植え付け、当事者・保護者へ過度の不安をいだかせるものとなりませんか？

質問5 『2014年4月の学校保健安全法施行規則一部改正で「保護者に色覚について積極的に周知すること、学校で色覚検査の体制を整えること」が通知されました』

… 健康診断の必須項目から色覚検査が削除された理由は、平成14年の同規則改正時に「異常と判定された者であっても大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることが明らかになってきている」と明記されています。その背景はなんら変わっていません。したがってこの度の施行規則の改正点の中に色覚のことは含まれていません。末尾の「その他健康診断の実施に係る留意事項」の中で、前改正時の通知内容を再述しているだけです。

貴会の上記文章は、色覚について施行規則の内容が改正されたと誤解を生む文章ではありませんか？ 読んだ人に規則が改正されたので必ず受けるようにと思わせることにつながりませんか？ 色覚検査は現時点では希望によることとなっていますが、このようにゆがめられた宣伝によって、その実態が強制を伴うものになることを目論んでいるのではと危惧します。

質問6『義務教育中に一度は色覚検査を受けておきましょう。希望者には、学校でスクリーニングが受けられます』

… 学校の検査で使用される「石原式検査表」は感度が過度に鋭敏なために、必要以上に「異常」者として検出し、誤診も付きまといまいます。特に女子の誤診率はきわめて高という結果も報告されています。

また、その結果を受け止める受検者・保護者にとっては遺伝検査の性格を持つ検査です。「異常」という結果を突き付けられた母と子は、そのことをどう受け止めるのかの問いをそれぞれが課されることとなります。遺伝への偏見・差別や優生意識の根深さが、婚姻をはじめ様々な困難や不幸をいまだに招いていることはご承知でしょうか？ この検査の性格を説明することなく、希望者を募り実施することは医療の見地からも許されないことではありませんか？ 検査前の受検者・保護者への丁寧な説明と納得及び検査後の十分な対応がなされる裏付けを十分にお持ちなのでしょうか？